

JIS法の抜本的改正

平成30年11月

経 済 産 業 省

日本の標準化政策の変遷

JIS法の歴史

日本における標準化

世界における標準化



1900～1920年代	1930～1940年前半	1940年後半～1950年代	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代	2000年代	2010年代
産業・工業の基盤整備	戦時の大量生産・調達	乱立した規格の整理・粗悪品の排除	高度成長に伴う大量生産基盤の整備	高度経済成長による歪みの是正	貿易促進・国際社会との協調		企業の市場獲得・競争力強化	新分野での市場創出

(体制) 主務大臣が鉦工業品に関するJISを制定/工業標準調査会がISO・IECに加盟

- 植民地政策、産業・流通合理化の必要性の高まり
- 大戦を通じ、標準化を国家の重要基盤として位置づけ(欧)
- 商品普及、生産性向上のための標準化推進(米)
- 国際電気標準会議 (IEC) が創設 (1906年)

- 戦時中の連合国間協調のための規格統一の必要性
- 戦時中の工業力強化、物資不足解消・量的確保の必要性の高まり

- 粗悪品排除、消費者安全確保のための規格策定の必要性の高まり
- 国際標準化機構(ISO)の創設 (1947年)

- 確実な経済成長のための積極的な国内工業標準策定推進の必要性
- 欧州標準化委員会 (CEN)の創設 (1961年)

- エネルギー多消費型から省エネ型、量的追求から質的変化に対応した規格策定の必要性
- マネジメント認証(ISO 9000等)の策定 (英:1975年～)

- 貿易摩擦の解消・貿易活発化のための整合性担保の必要性
- 「ニューアプローチ指令」の導入による域内規格統一 (欧:1985年～)

- IT分野の急発展に伴うプロパテント政策、研究開発段階からの規格策定による市場獲得の推進
- 「WTO/TBT協定」発効 (1995年)
- 「WTO/政府調達協定」発効 (1996年)

- サービス自由化、「サービス指令」制定 (欧:2006年)
- サービス規格化が進行 (ISO)
- 海外標準化機関、認証機関による標準普及の活発化
- フォーラム標準の拡大

- Industry 4.0に関連する社会システム分野など新たな技術革新分野、及び価値的分野における国際標準化の加速

社会システム分野

サービス分野

マネジメントシステム分野

鉦工業品分野

(体制) 民間機関が国家規格を制定/当該民間機関がISO・IECに加盟/域内規格も活用 (欧州)

日本の標準化政策の変遷（2000年以降）

改定時期等・

第3回改正（1997年）

- ・ 民間法人によるJISマーク審査制度導入（民間認証機関の活用）
- ・ 民間による規格原案申請手続きの簡素化
- ・ JNLA（試験所認定）制度の創設

第4回改正（2004年）

- ・ JISマークの指定商品制度の廃止
- ・ JISマークのデザイン変更
- ・ 登録認証機関制度の創設

2000年代

2010年代

標準化活動の活性化に向けた主な施策

- ・ 日本工業標準調査会(JISC)改編
- ・ 「標準化戦略」の策定等（2001年）
- ・ JISに係る著作権取扱い方針の策定
- ・ 工業標準プロセス電子化等（2002年）

- ・ 「国際標準化活動基盤強化アクションプラン」発行（2005年）^{*1}

- ・ 「国際標準化目標」公表（2006年）
- ・ 「国家標準化アクションプラン」策定（2007年）

- ・ 「新成長戦略（基本方針）」及び「産業構造ビジョン」発行（2009年）
- ・ 「知的財産推進計画」策定（2009年）（標準化ロードマップの発行等）

- ・ 「トップスタンダード制度」設置（2012年）（国際標準化活動支援策）
- ・ 「日本再興戦略」策定（2013年）^{*2}
- ・ 「標準化官民戦略」策定（2013年）（新市場創造、競争力強化のための官民連携策）

- ・ 「新市場創造型標準化制度」設置（2014年）
- ・ 「パートナリング制度」設置（2015年）

産業育成・保護（イノベーション貢献）の為の標準化

貿易促進・国際社会との協調

企業の市場獲得・競争力強化

新分野での市場創出

- ・ 国際標準(ISO/IEC)及び欧米諸国でのサービス規格化の加速
- ・ 海外標準化機関、認証機関による標準普及活動の活発化
- ・ フォーラム標準の拡大

- ・ Industry 4.0に関連する新たな技術革新分野、及び価値的・包括的分野における国際標準化の加速

社会システム分野

サービス分野

マネジメントシステム分野

鉱工業品分野

対象分野

^{*1} 「国際標準化活動基盤強化アクションプラン」は、H19年に策定された「国際標準化アクションプラン」の前身であり、環境、医療、電気・電子など計26の分野での国際標準化活動へのコミットメントを提示している
^{*2} 「日本再興戦略」ではKPIとして、「2016KPI」(国際標準化機関の幹事国引受件数を2020年までに100件超へ引き上げ)、「2015KPI」(2020年までに中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を100件実現)等を設定している

標準化の対象、意義の変遷

- 標準化の対象、意義は時代とともに変化。
- 戦後の粗悪品排除、60-70年代の環境問題対応、80-90年代のグローバル化・貿易対応（WTO/TBT協定等）を経て、2000年代からは企業の競争力獲得、新市場創出にも活用。
- モノ・サービスがつながることで新たな価値を創出する“Connected Industries”実現にも極めて重要な要素。

技術・産業の変遷と標準化の重要性

Industry 1.0 18世紀後半

- 蒸気機関の導入による軽工業化
- 生産効率向上のための標準（例：ねじの標準）

Industry 2.0 19世紀後半

- 電力を活用した製造・大量生産の開始
- 大量生産のための標準（例：フォードの部品規格）

Industry 3.0 20世紀後半～

- エレクトロニクスによる生産工程自動化
- 分業・合理化のための標準（例：インテルによるパソコンマザーボード標準化）

Industry 4.0/ Connected Industries 21世紀～

スマートグリッド/
エナジー／シティ

IEC SMB/SyC
(Smart city)
(Smart Energy)

エネルギー

- ・ モノのインターネット化／製造業のサービス化
- ・ 相互互換性・ネットワーク経済性の重要性大

スマートマニュファク
チャリング

製造プロセス

IEC SMB/SEG 7
ISO TMB/
Coordinating
Committee

Internet of
Things

ISO/IEC/JTC1/SC41

Web of Things
(WoT)

World Wide Web
Consortium
(W3C)

Web技術
(共通基盤)

サービス

Big Data

ISO/IEC JTC 1
WG 9

1800

1900

2000

国際市場における標準化の位置づけの変化

- 第4次産業革命など新しい分野では、研究開発・知財、標準化、規制、認証の相互作用の重要性を踏まえた方策をたてることが不可欠となっている。

従来

- 研究開発・知財、標準化、規制引用、認証が段階的に推移

研究開発・知財

標準化

規制引用・認証

現在

- 研究開発・知財、標準化、規制引用、認証体制の整備が同時に進行

研究開発の上で並行的に
標準化を考慮する必要性が増大

規制と足並みをそろえた
標準化の重要性が増大

認証ビジネスの視点から
標準化への関与が増大

研究開発・知財

標準化

文書化された「規格」

規制引用

規制の技術「基準」

認証

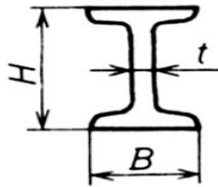
欧州では、規制の技術
基準を民間主導の標準
に委ねる傾向

国際標準化の対象分野の拡大

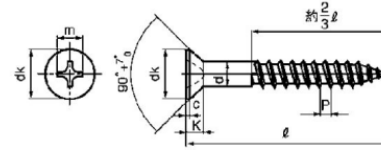
- 従来、標準は製品の性能や評価方法を対象としていたが、国際標準化の対象は、マネジメント分野やサービス分野、社会システム分野へと拡大。

従来

製品の性能や評価方法



H鋼



ねじ

現在

品質管理体制への要望

マネジメント分野

- 品質管理 (ISO 9001)
- 環境保全 (ISO 14001)
- 情報セキュリティ (ISO 27001)
- 社会的責任 (ISO 26000)
- エネルギーマネジメント
- セキュリティマネジメント
- 持続可能な調達
- 贈収賄防止
- 組織のガバナンス

等

サービス貿易の拡大

サービス分野

- 観光(ISO TC228)
 - 飲料水・下水(ISO TC224)
 - 公式教育外学習(ISO TC232)
 - 市場調査 (ISO TC225)
 - 金融 (ISO TC68)
 - 情報技術 (ISO/IEC JTC1)
 - 品質管理・品質保証 (ISO TC176)
- 等

モノのネットワーク化

社会システム分野



電気自動車充電システム



スマートシティ

工業標準化法改正の背景（問題意識）

＜工業標準化法＞

- 鋳工業品の品質の改善、生産・流通・使用又は消費の合理化などのため、日本工業規格（JIS）の制定とJISマーク表示制度の運用のための措置を定めた法律。
- 日本の標準化は、日本工業規格（JIS）の活用により、製造業の生産性向上及び国民生活の改善に貢献。標準化活動は、政府主導による、業界内の合意を前提とした活動との位置づけ。

＜標準を取り巻く環境の変化＞

- 
- 一方、欧米では、民間取引に必要な認証として標準が活用されてきたが、80年代以降は欧州の市場統合やWTO/TBT協定に伴い、国際市場を獲得する手段として標準を活用。
 - さらに近年では、サービス・マネジメント分野への標準化の対象の拡大に加え、第4次産業革命の進展に伴い業種横断的な標準化が進行。



グローバル市場における我が国企業や産業の競争力強化の観点から、環境変化に対応した制度設計が必要に。

工業標準化法（JIS法）改正の概要

- 工業標準化法は、鉱工業品の品質の改善、生産・流通・使用又は消費の合理化などのため、日本工業規格（JIS）の制定とJISマーク表示制度の運用のための措置を定めた法律。
- 先の通常国会に、①JISの対象拡大・名称変更、②JIS制定の民間主導による迅速化、③認証を受けずにJISマークの表示を行った法人等に対する罰則の強化などを内容とする改正法案を提出。本年5月に可決・成立・公布。現在、改正法施行に向けた準備中。

【改正事項】

① JISの対象拡大・名称変更

標準化の対象にデータ、サービス等を追加し、「日本工業規格(JIS)」を「日本産業規格(JIS)」に、法律名を「産業標準化法」に改める。

② JIS制定の民間主導による迅速化

一定の要件を満たす民間機関からのJIS案について、調査会の審議を経ずに制定するスキームを追加する。

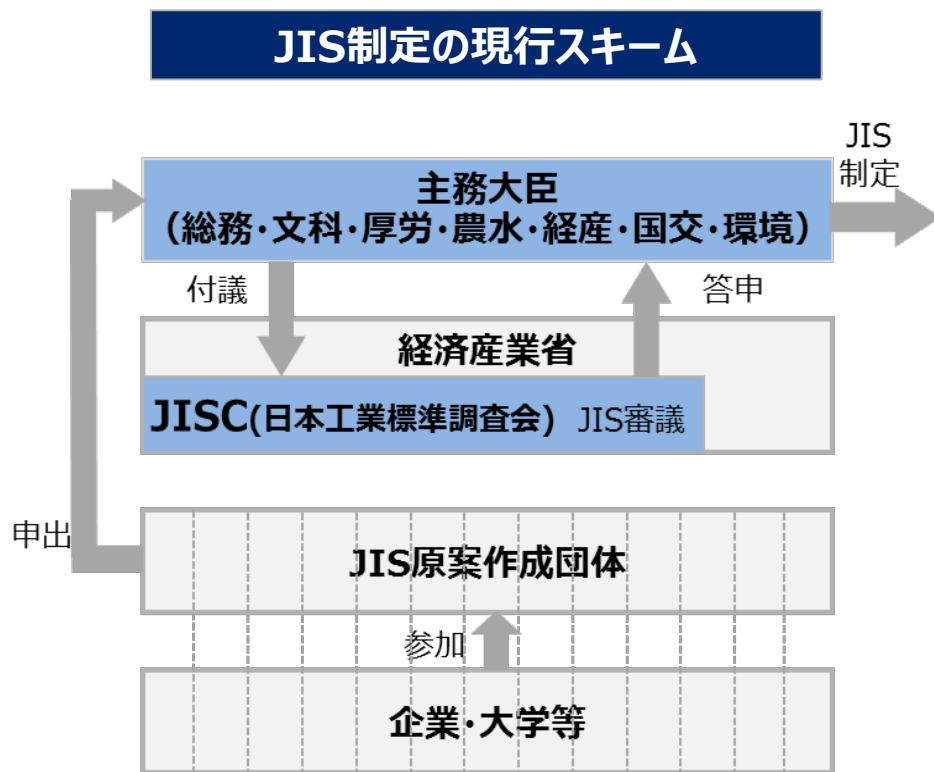
③ 罰則の強化

認証を受けずにJISマークの表示を行った法人等に対する罰金刑の上限を1億円に引き上げる（現行は自然人と同額の上限100万円）。

④ 国際標準化の促進

法目的に国際標準化の促進を追加する。

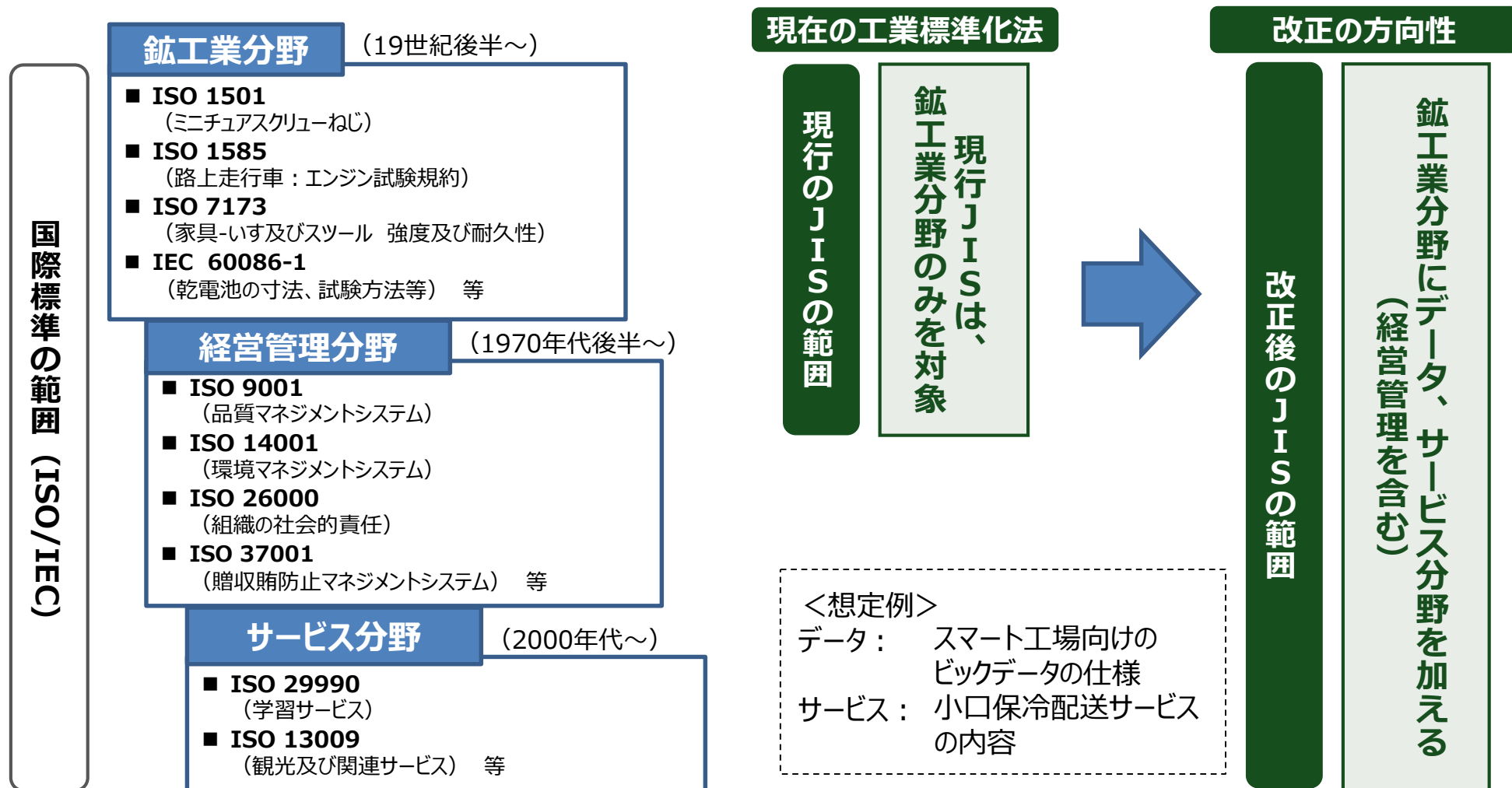
産業標準化及び国際標準化に関する、国、国研・大学、事業者等の努力義務規定を整備する。



① JISの対象拡大・名称変更

- 国際標準の範囲に合わせ、JISの対象（JISマーク認証を含む。）にデータ、サービス分野を加える。それに伴い、「日本工業規格」を「日本産業規格」に、法律名を「産業標準化法」に改める。

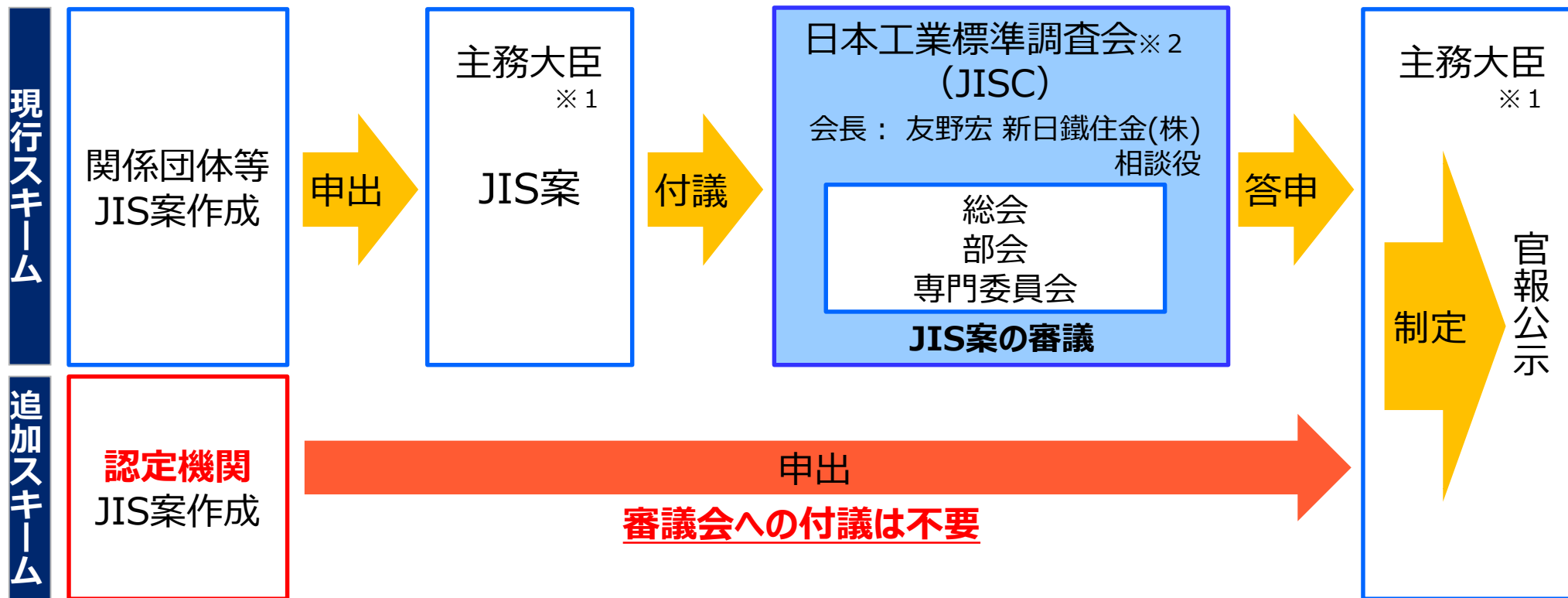
※英語名称「JIS(Japanese Industrial Standards)」は継続。



※これに伴い主務大臣は、サービス業等の所管大臣まで拡大

② JIS制定の民間主導による迅速化

- 第四次産業革命に伴うイノベーションに対応するため、標準化の専門知識及び能力を有する民間機関からのJIS案について、調査会の審議を経ずに迅速に制定するスキームを追加する。



現在の工業標準化法

現行JISは、大臣制定前に日本工業標準調査会の審議を経る必要がある

改正の方向性

一定の要件を満たす民間機関からのJIS案は調査会の審議を経ずに迅速に大臣が制定

※JIS案の申出を受けてからすぐに制定することが可能になる

※1 現行法：総務省、文科省、厚労省、農水省、経産省、国交省、環境省
改正法：内閣府、総務省、文科省、厚労省、農水省、経産省、国交省、環境省

※2 生産者・使用者・消費者などの全ての利害関係者で構成。
工業標準化法第3条に基づき、JISC事務局は経済産業省。

③ 罰則の強化

- 国内素材メーカーの一連の品質データ不正事案の中で、JISマーク認証取消しが発生したことを踏まえ、JISマークを用いた企業間取引の信頼性確保のため、罰則を強化する。

現行制度における罰則の概要

<罰則の対象>

- ・認証を取得していない事業者が、JISマークを表示した場合
- ・認証取得事業者が、報告徴収及び立入検査に基づく、主務大臣による表示の除去・抹消又は販売停止の命令に違反した場合 等

<罰則の水準>

行為者： 1年以下の懲役
又は100万円以下の罰金

法人： 100万円以下の罰金

【参考】

日本農林規格等に関する法律（JAS法） ※平成30年4月施行

<罰則の対象>

- ・認証を取得していない事業者が、格付又は適合の表示を行った場合
- ・認証取得事業者が、農水大臣による、格付又は適合の表示の除去又は抹消の命令に違反した場合 等

<罰則の水準>

行為者： 1年以下の懲役
又は100万円以下の罰金

法人： 1億円以下の罰金（法人重科）

現在の工業標準化法

法人に対する罰則の水準が
同様の罰則を持つ他法と比較して低い



改正の方向性

法人重科を導入し、上限1億円の罰金刑とする

※他法と同様の水準で抑止力を効かせることが可能になる

④ 国際標準化の促進

- 法目的に国際標準化の促進を追加し、産業標準化及び国際標準化に関する、国、国研、大学及び事業者の努力義務規定を整備する。

法目的の追加（第一条）

第一条 この法律は、適正かつ合理的な産業標準の制定及び普及により産業標準化を促進すること並びに国際標準の制定への協力により国際標準化を促進することによつて、鉱工業品等の品質の改善、生産能率の増進その他生産等の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

努力義務規定の追加（第七十条）

国は、産業標準の制定及び普及、国際標準に関する国際団体その他の国際的な枠組みへの協力並びに産業標準化及び国際標準化に関する業務に従事する者への支援を通じて、産業標準化及び国際標準化の促進に努めるものとする。

国立研究開発法人及び大学は、民間事業者と連携しつつ、産業標準化に資する研究開発、国際標準に関する国際団体その他の国際的な枠組みへの協力及びその他の産業標準化又は国際標準化に関する活動に主体的に取り組むよう努めるとともに、産業標準化又は国際標準化に関する業務に従事する者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、産業標準化又は国際標準化に関する業務に従事する者の適切な処遇の確保に努めるものとする。

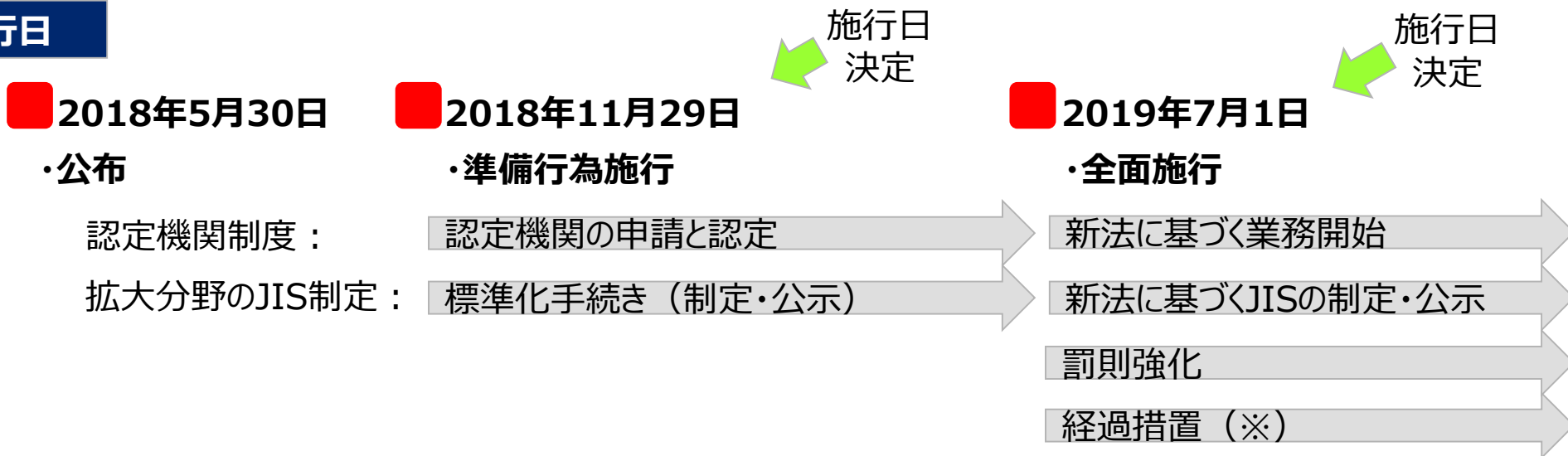
事業者は、産業標準化に資する研究開発、国際標準に関する国際団体その他の国際的な枠組みへの協力及びその他の産業標準化又は国際標準化に関する活動に主体的に取り組むよう努めるとともに、産業標準化又は国際標準化に関する業務に従事する者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、産業標準化又は国際標準化に関する業務に従事する者の適切な処遇の確保に努めるものとする。

国、国立研究開発法人、大学、事業者その他の関係者は、産業標準化又は国際標準化に関する施策が効果的かつ効率的に実施されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

今後の予定：施行日と改正法の周知について

- 追加するデータ・サービス分野等も含め、今後のJIS制定が円滑に進むよう、企業、消費者等の制度利用者に対する広報活動や説明会の開催により十分な周知に取り組む。

施行日



改正法の周知

【周知先】

- 全国の関係者** ・工業標準化推進月間（10月）等を活用 【済】
- 全国の中小企業等** ・日商/パートナー機関と連携
- 標準化団体** ・ISO/IEC国内審議団体、JIS原案作成団体への周知
- サービス業界** ・業界団体等を通じた周知
- 消費者** ・消費者団体等を通じた周知

（※）旧JIS法に基づき任命されたJISC委員、制定されたJIS、JISマーク認証等は新法に基づくものとみなす。

今後の基準認証政策の方向性：国際標準化推進の「一貫体制」構築

- JIS法抜本改正による標準化の足腰強化を踏まえつつ、我が国産業の国際競争力を強化し、技術の社会実装を促すことを目的に、ルールインテリジェンスに基づく重点分野の戦略構築から、内外規制への紐付けまでを見据えた国際標準化体制の構築を目指す。

今後の国際標準化体制



○ ルール・インテリジェンス強化

- 各国規制・標準情報を収集・共有しアジェンダを設定

○ 重点分野の官民体制強化

- 官民連携会議などにおいて重点分野を特定・戦略を議論

○ 国際標準化活動強化

- 重要分野の国際標準開発（コネイン・システム・SDGs等）
- 国際連携の推進（ISO/IEC対応、国際標準の共同提案）
- 標準化を通じた新市場創出・拡大（個別企業の先端技術の標準化等）
- 次世代標準化人材の育成
- 経営層・消費者等への啓発・情報提供

○ JISの迅速化・対象拡大（JIS法改正）

- 認定機関制度によるJIS制定迅速化
- JISの対象をデータやサービスに拡大

○ アジア等への普及

- 標準化機関との連携や技術支援を通じ、日本に有利な標準を現地に普及（規制引用含）

○ 規制・認証体制強化

- 国内規制と国際標準の連携を推進
- 試験・認証機関の在り方の検討

まとめ

- モノの標準化やその役割は、昨今、極めて拡大・重要とされており、モノのインターネット化や製造業のサービス化等、“Connected Industries”を実現する上で、あらゆるモノやサービスをつなぐための国際標準化が、第4次産業革命時代の鍵を握る。
- 具体的には、海外企業・団体とも連携した民間主導の国際標準化を進め、国際規格や認証をルール形成のツールとして活用し、国際市場の獲得や拡大を実現していくことが重要。
- こうした背景から、平成30年、JIS法を改正するための法案を国会に提出し、改正法案が可決・成立・公布。今後、データ・サービス等の対象化や民間主導の規格化スキームの創設などの新たな制度の施行に向けて着実に準備を進めるとともに、官民連携体制の強化など国際標準の獲得に向けた取組にも引き続き取り組む。

【経済産業省の支援メニューに関するお問い合わせ先】

日本工業標準調査会事務局メールアドレス：jisc@meti.go.jp

日本工業標準調査会ホームページアドレス：
<http://www.jisc.go.jp/index.html>